

昭和 3 7 年 5 月 1 日  
海上自衛隊達第 3 5 号

改正 昭和 4 2 年 2 月 1 日 海上自衛隊達第 7 号〔第 1 次改正〕  
昭和 5 1 年 5 月 1 1 日 海上自衛隊達第 1 5 号〔第 2 次改正〕  
昭和 5 3 年 2 月 2 8 日 海上自衛隊達第 8 号〔海上自衛隊の中期業務見積り及び  
年度業務計画に関する達附則 5 項による改正〕  
昭和 6 2 年 3 月 2 0 日 海上自衛隊達第 7 号〔東京地方警務隊の新編に伴う関係  
海上自衛隊達の整理に関する達 3 条による改正〕  
昭和 6 3 年 1 2 月 1 3 日 海上自衛隊達第 3 8 号〔海上幕僚監部の改組に伴う関  
係海上自衛隊達等の整理に関する達 5 条による改正〕  
平成元年 3 月 4 日 海上自衛隊達第 6 号〔元号を改める政令の施行に伴う関係海  
上自衛隊達の整理に関する達 1 0 条による改正〕  
平成 1 0 年 1 2 月 2 日 海上自衛隊達第 3 0 号〔補給本部等の新設等に伴う関係  
海上自衛隊達等の整理に関する達 1 5 条による改正〕  
平成 1 3 年 3 月 3 0 日 海上自衛隊達第 2 3 号〔第 3 次改正〕  
平成 1 8 年 3 月 2 7 日 海上自衛隊達第 9 号〔防衛庁設置法等の一部を改正する  
法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達 1 0 条による改正〕  
平成 1 9 年 1 月 9 日 海上自衛隊達第 1 号〔防衛省移行に伴う関係海上自衛隊達  
等の整理に関する達 1 1 条による改正〕  
平成 2 0 年 1 月 1 1 日 海上自衛隊達第 1 号〔第 4 次改正〕  
平成 2 3 年 4 月 1 日 海上自衛隊達第 1 1 号〔防衛省行政文書管理規則の制定に  
伴う関係海上自衛隊達の一部を改正する達 9 条による改正〕  
平成 3 1 年 4 月 2 6 日 海上自衛隊達第 1 1 号〔元号を改める政令の施行に伴う  
関係海上自衛隊達の整理に関する達第 8 条による改正〕  
令和 4 年 2 月 2 8 日 海上自衛隊達第 2 号〔第 5 次改正〕

海上自衛隊警務隊の編制及び運用に関する訓令(昭和 3 7 年海上自衛隊訓令第 9 号)  
第 2 2 条の規定に基づき、海上自衛隊警務隊の運用等に関する達を次のように定める。

海上自衛隊警務隊の運用等に関する達

目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 警務隊本部及び地方警務隊本部の内部組織並びに警務連絡班の設置等(第 3  
条―第 5 条)

第 3 章 警務業務(第 6 条―第 1 0 条)

第 4 章 警務監査(第 1 1 条―第 1 5 条)

第 5 章 雑則(第 1 6 条・第 1 7 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この達は、海上自衛隊警務隊の編制及び運用に関する訓令(昭和 3 7 年海上  
自衛隊訓令第 9 号)の実施に関し、必要な細部事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ  
による。

(1) 訓令 海上自衛隊警務隊の編制及び運用に関する訓令(昭和 3 7 年海上自衛隊

訓令第9号)をいう。

- (2) 警務業務 司法警察業務及び保安業務をいう。
- (3) 隊長 地方警務隊長又は警務分遣隊長をいう。
- (4) 保安業務指揮官 訓令別表第2に掲げる保安業務に関する指揮官をいう。

第2章 警務隊本部及び地方警務隊本部の内部組織並びに警務連絡班の設置等  
(警務隊本部総務科)

第3条 警務隊本部総務科に次の2係を置く。

総務係

人事係

- 2 係に係長を置く。
- 3 係長は、科長の命を受け、係の分掌事務を掌理する。

(地方警務隊本部)

第4条 地方警務隊本部に次の2班を置く。

総務班

捜査班

- 2 前項に規定するもののほか、横須賀地方警務隊本部、呉地方警務隊本部、佐世保地方警務隊本部及び大湊地方警務隊本部に警務班を置く。
- 3 警務班の名称、所在地及び受持区域は、別表のとおりとする。
- 4 班に班長を置く。
- 5 班長は、地方警務隊長の命を受け、班の分掌事務を掌理する。

(警務連絡班の設置)

第5条 地方警務隊長は、地方警務隊の担当区域内に訓令第13条に規定する警務連絡班を設置する必要があると認めるときは、あらかじめ、警務連絡班を設置する施設を管理する部隊等の長(以下別紙様式において「関係部隊等の長」という。)と協議のうえ、別紙様式による「警務連絡班設置申請書」を警務隊司令を経て、海上幕僚長に提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 地方警務隊長は、警務連絡班を撤収しようとするときは、前項の規定に準じて、別紙様式による「警務連絡班撤収申請書」を海上幕僚長に提出し、その承認を受けるものとする。
- 3 地方警務隊長は、警務連絡班の設置又は撤収を完了したときは、速やかに、順序を経て海上幕僚長に報告しなければならない。

第3章 警務業務

(司法警察業務の実施)

第6条 海上自衛隊警務隊(以下「警務隊」という。)に所属する警務官等は、それぞれの指揮系統に従い、自衛隊犯罪捜査服務規則(昭和34年防衛庁訓令第72号)第356条の規定に基き、海上幕僚長が別に定めるところにより司法警察業務を行

うものとする。

(巡察、先導、警護、交通統制等)

第7条 隊長は、次の各号に掲げる場合には、保安業務指揮官の指揮を受けて、必要な保安業務を実施するものとする。この場合において、保安業務指揮官は、警務隊の行う司法警察業務に支障を生じさせてはならない。

- (1) 犯罪の予防及び規律違反の防止のため、特に警務官等による巡察を行う必要があるとき。
- (2) 自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第13条に規定する栄誉礼受礼資格者が部隊等を公式に訪問する場合において、特に警務官等による先導、身辺の警戒を行う必要があるとき。
- (3) 部隊等における演習訓練その他諸行事のため、特に警務官等による交通統制及び警戒を行う必要があるとき。
- (4) 武器、現金等の護送又は重要物件の警護を特に警務官等により行う必要があるとき。

(所在不明隊員の搜索)

第8条 隊長は、部隊等の長から隊員が所在不明となった旨の通報を受けたときは、別に定めるところにより、必要な処置をとらなければならない。この場合、隊長は、司法警察業務に支障のない限り、保安業務指揮官の指揮を受けて所在不明隊員の搜索を行うものとする。

## 第9条 削除

(防犯対策)

第10条 隊長は、常に担当区域における部隊等の所在地の状況、部隊等の行動訓練、隊員の動静その他内外の状況に注意を払い、適宜、防犯講話、部隊等に対する助言等を行い、努めて、犯罪を未然に防止するように努めるものとする。

## 第4章 警務監査

(警務監査)

第11条 警務監査は、年次警務監査と臨時警務監査とに区分する。

- 2 年次警務監査は海上自衛隊年度業務計画に基づいて行い、同一の地方警務隊に対して、おおむね、2年に1回の割合で行う。
- 3 臨時警務監査は、警務隊において、違法又は不当と認められる事案が発生したとき、防衛大臣から特に指示されたとき、その他特に必要と認められる場合に行う。

(警務監査の実施に関する事務)

第12条 警務監査の実施に関する事務は、海上幕僚監部総務部総務課警務管理官において所掌するものとする。

(警務監査班)

第13条 警務監査の実施にあたっては、警務監査班を編成する。

- 2 警務監査班は、警務監査班長と警務監査補佐官とからなる。
- 3 警務監査班長は、警務監査を行い、警務監査補佐官は、警務監査班長を補佐する。
- 4 警務監査班長及び警務監査補佐官は、海上幕僚長が命ずる。

(警務監査事項)

第14条 年次警務監査は、次の各号に掲げる事項について行う。

- (1) 捜査規律
- (2) 捜査手続
- (3) 捜査技術
- (4) 防犯対策
- (5) 前各号のほか、警務業務の運営状況

(報告)

第15条 警務監査班長は、警務監査を実施したときは、実施経過の概要及び所見を海上幕僚長に提出するものとする。

## 第5章 雑則

(遠洋航海時等における警務業務)

第16条 訓令第17条の規定による遠洋航海時等における警務業務の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(委任規定)

第17条 この達の実施に関し必要な細部事項は、警務隊司令が定める。

この達は、昭和37年5月1日から施行する。

附 則〔第1次改正による附則〕

この達は、昭和42年2月1日から施行する。

附 則〔第2次改正による附則抄〕

- 1 この達は、昭和51年5月11日から施行する。

附 則〔海上自衛隊の中期業務見積り及び年度業務計画に関する達の附則抄〕

- 1 この達は、昭和53年4月1日から施行し、昭和55年度以降の年度を対象として作成する中期業務見積り及び昭和53年度以降を対象として作成する年度業務計画から適用する。

附 則〔東京地方警務隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和62年3月24日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部の改組に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和63年12月15日から施行する。

附 則〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄〕

- 1 この達は、平成元年3月4日から施行する。
- 2 この達の施行の日以後において、昭和に係る報告、通知等を行う場合にあっては、当該報告、通知等を行う場合に用いる様式中「平成」とあるのは、「昭和」と読み替

えるものとする。

- 3 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則〔補給本部等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成10年12月8日から施行する。

附 則〔第3次改正による附則〕

この達は、平成13年4月1日から施行する。

附 則〔防衛庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則〔防衛省移行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則抄〕

- 1 この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則〔第4次改正による附則〕

この達は、平成20年1月11日から施行する。

附 則〔防衛省行政文書管理規則の制定に伴う関係海上自衛隊達の一部を改正する達の附則〕

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

- 1 この達は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 この達の施行の日以後において、平成に係る報告、通知等を行う場合にあっては、当該報告、通知等を行う場合に用いる様式中「令和」とあるのは、「平成」と読み替えるものとする。
- 3 この達の施行前に次の各号に掲げる規定により交付又は再交付された航空業務の停止又は復帰に関する証明書、身分証明書、予備自衛官手帳、予備自衛官補手帳、ボイラー検査証及び圧力容器検査証の様式については、この達による改正後の当該様式にかかわらず、この達の施行日以後においても、なお従前の例による。
  - (1) 海上自衛隊航空身体検査実施規則第8条第1項
  - (2) 海上自衛隊における身分証明書に関する達第5条第1項、第5条の2第1項、第6条、第6条の2、第9条第2項又は第9条の2
  - (5) 海上自衛隊陸上ボイラー及び圧力容器取扱規則第39条第1項又は第74条第1項
- 4 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則〔第5次改正による附則〕

- 1 この達は、令和4年3月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| 部 隊            | 名 称    | 所 在 地     | 受 持 区 域                                             |
|----------------|--------|-----------|-----------------------------------------------------|
| 横須賀地方<br>警務隊本部 | 硫黄島警務班 | 東京都小笠原村   | 東京都（小笠原支庁管内に限る。）                                    |
| 呉地方警務<br>隊本部   | 徳島警務班  | 徳島県板野郡松茂町 | 徳島県                                                 |
| 佐世保地方<br>警務隊本部 | 鹿屋警務班  | 鹿屋市       | 鹿児島県                                                |
|                | 小月警務班  | 下関市       | 山口県（山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、大島郡、玖珂郡及び熊毛郡を除く。）    |
| 大湊地方警<br>務隊本部  | 函館警務班  | 函館市       | 北海道（函館市、小樽市、北斗市、渡島総合振興局管内、檜山総合振興局管内及び後志総合振興局管内に限る。） |

別紙様式（第5条関係）

〇〇警務連絡班設置（撤収）申請書

|                |                                |                                |
|----------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 申請年月日          | 地方警務隊の名称                       | 地方警務隊長<br>階 級 氏 名 <sup>㊞</sup> |
|                |                                |                                |
| 警務連絡班の設置（予定）地区 |                                | 設置（撤収）予定年月日                    |
|                |                                |                                |
| 人 員 ・ 装 備      |                                | 任 務                            |
|                |                                |                                |
| 設置（撤収）理由       |                                |                                |
| 関係部隊等の長の意見     | <div>㊞</div>                   |                                |
| 警務隊司令の意見       | <div>㊞</div>                   |                                |
| 承 認            | 令和 年 月 日<br><div>海上幕僚長 印</div> |                                |

注：1 この様式は、警務連絡班の設置又は撤収の申請を行う場合に併用するものとし、不要の文字は抹消して使用する。

2 〇〇は、地名を冠する。